

消防団活動における 新型コロナウイルス対策ガイドライン

令和3年3月
岐阜県

目 次

1. 共通事項

1-1 基本的な感染症対策	P 1
1-2 体制	P 1
1-3 健康観察と体調不良時の対応	P 1
1-4 その他	P 2

2. 個別訓練

2-1 訓練参加者の健康確認	P 2
2-2 見学者等への対応	P 2
2-3 訓練礼式	P 3
2-4 火災防ぎよ訓練	P 3
2-5 水防訓練	P 4
2-6 らっぽ訓練	P 4
2-7 図上訓練	P 4
2-8 講義形式での研修等	P 5

3. その他の活動

3-1 火災予防運動	P 5
3-2 災害活動	P 5
3-3 行事等	P 6

【様式】チェックシート(例)	P 7
----------------	-----

チェックリスト	P 8
---------	-----

(別紙) 「消防操法の訓練時に注意が必要な場面」	P 11
--------------------------	------

はじめに

『消防団活動における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）』は、国からの「消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」（令和2年12月1日）を基礎としつつ、本県の消防団活動における感染症対策の留意点をまとめたものです。

各消防団においては、本ガイドラインを参考にマニュアル等を作成のうえ、訓練や活動（以下「訓練等」という。）時の感染防止対策を実施してください。

第1章 共通事項

1－1 基本的な感染症対策

- (1) 訓練等においては、原則不織布マスクを着用する。
- (2) 資機材等を共有する場合は、手袋を着用する。
- (3) 訓練等の前後、休憩時は、手洗い、手指消毒を徹底する。
- (4) 消防団詰所や屋内での活動の場合は、換気を行う。
- (5) 資機材等は、こまめにアルコール消毒により除菌する。

1－2 体制

- (1) 感染症対策に責任をもつ「感染症対策責任者」（以下「責任者」という。）を置く。
(例：各分団長)
- (2) 責任者は、消防団詰所や活動拠点（以下「消防団詰所等」という。）ごとに、感染症対策を担う「感染症対策担当者」（以下「担当者」という。）を選任する。なお、担当者は、規模等に応じて複数選任することを妨げない。
- (3) 担当者は、消防団員の家族とも協力し、団員の体調の把握に努める。

1－3 健康観察と体調不良時の対応

- (1) 消防団員は、訓練等の前に、自宅で検温を行い、次に該当する場合は、訓練等には参加しない。また、家族や友人など一定の接触のある者（以下「家族等」という。）が該当する場合も同様とする。
 - ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状のいずれかがある
 - ・発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある

※「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年5月11日
厚生労働省通知）
- (2) 消防団員は、新型コロナウイルス接触確認アプリ等の活用に努め、陽性患者と接触があった場合は、2週間が経過するまで訓練等に参加しない。また、家族等が該当する場合は、そのPCR検査結果が判明するまで訓練等に参加しない。

- (3) 消防団員は、海外から帰国後、2週間が経過するまで訓練等に参加しない。また、家族等が該当する場合も同様とする。

1-4 その他

- (1) 訓練等は、効率的な実施に努める。（下記の例を参照）
- (2) 訓練等の終了後は、速やかに帰宅し、消防団詰所等での食事は行わず、水分補給のみ可とし、飲み終わったら速やかにマスクを着用する。
- (3) 休憩時などでマスクをしない瞬間がある行為（喫煙、歯磨き、更衣等）をする場所においては、マスクを外している瞬間は、会話をしない。また、マスクを着用していても、そのような場所を複数人で利用する場合は、人との距離を保つ。
- (4) 日常生活においても、家族を含め、毎日の体調自己チェック、外出時のマスクの常用、手指衛生の励行、ソーシャルディスタンスの確保に努める。

例：消防庁の防災危機管理 e カレッジ(特に専門コース・消防団員向け)を活用した自己学習により、訓練等の時間の短縮を図る。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>

基礎コース＝訓練礼式、消火活動、救急救助、安全管理、防災

中級コース＝消防活動、操法

上級コース＝トップとしての責務及び心構え

第2章 個別訓練

「第1章共通事項」に定める対策に加え、各訓練の特性を踏まえた対策を実施する。

2-1 訓練参加者の健康確認

- (1) 消防団員は、訓練の前に「チェックシート」を記入し、担当者に提出する。
- (2) 担当者は、消防団員の「チェックシート」を訓練の前に確認し、1つでも「有」の項目がある場合は、参加させない。
- (3) 担当者は、消防団員、訓練指導者が訓練時に体調不良を訴えた場合は、訓練全体を中止し、医療機関を受診させる。また、受診した結果、感染が判明した場合は、速やかに報告させる。
- (4) 担当者は、体調不良者が発生した場合や感染が判明した場合は、責任者へ報告する。
- (5) 責任者は、上記(4)の報告があった場合は、緊急時の報告要領により連絡する。

2-2 見学者等への対応

- (1) 担当者は、上記2-1(1)から(3)までと同様に見学者等の健康確認を行うよう努め

る。

- (2) 担当者は、見学者等が密にならないよう配置する。
- (3) 担当者は、見学者等が訓練で大きな声を出さないよう注意を払う。

2-3 訓練礼式

**リスク：（屋内外）①指揮者の号令、訓練指導者の指示等大声による飛沫感染、部隊訓練時の密接・密集
（屋 内）②密閉**

（対策①）

- ・訓練指導者は、拡声器等を使用するよう努める。
- ・部隊訓練は、消防訓練礼式の基準による間隔を身に着けるが、訓練時は、1m以上間隔を開けるなど適宜工夫して行う。
- ・訓練中は、こまめに体調を確認し、息苦しくなった時等やむを得ない場合は、屋内では退室のうえ休憩をとり、屋外では他人との距離が2m以上あれば、短時間はマスクを外してよい。なお、症状が改善すればただちにマスクを再度着用する。

（対策②）

- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。
- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。

2-4 火災防ぎよ訓練

**リスク：（屋内外）①号令等大声による飛沫感染（別紙参照）、密接・密集
（屋 内）②密閉**

（対策①）

- ・訓練指導者は、拡声器等を使用するよう努める。
- ・消防操法の号令、合図、伝達時等は、飛沫感染に注意する。
- ・団員間の伝達には、訓練に応じてトランシーバー等を使用するよう努める。
- ・開始、終了時の集合場所を分散する。（参加人数が多い場合）
- ・訓練中は、こまめに体調を確認し、息苦しくなった時等やむを得ない場合は、屋内では退室のうえ休憩をとり、屋外では他人との距離が2m以上あれば、短時間はマスクを外してよい。なお、症状が改善すればただちにマスクを再度着用する。

（対策②）

- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。

- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。

2-5 水防訓練

リスク：（屋外）飛沫感染、密接・密集

(対策)

- ・訓練指導者は、拡声器等を使用するよう努める。
- ・団員間の伝達には、訓練に応じてトランシーバー等を使用するよう努める。
- ・土嚢づくりは、一か所での密接、密集を回避する。
- ・訓練参加者の間隔は、可能な範囲で間隔を確保する。

2-6 らっぱ訓練

**リスク：（屋内外）①飛沫感染、密接・密集
（屋 内）②密閉**

(対策①)

- ・訓練指導者は、拡声器等を使用するよう努める。
- ・可能な限り屋外で行うこととし、風下に向かって、一方向横一列で訓練を行う。
- ・訓練参加者の間隔は最低でも2mを確保する。
- ・他の隊員のらっぱには触らない。
- ・唾抜きは、こまめに吸水シート等で吸着する。
- ・吹奏時以外は、マスクを着用する。

(対策②)

- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。
- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。
- ・一方向横一列で訓練を行う。

2-7 図上訓練

リスク：（屋内）飛沫感染、3密

(対策)

- ・1回の参加人数を限定し、複数回実施するなど、密を避けて行う。
- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。

- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。

2-8 講義形式での研修等

リスク：（屋内）大人数で活動による飛沫感染、3密

（対策）

- ・講師と受講者との間隔は、2m以上の距離を確保することとし、確保できない場合は、マスク着用と併せて、講師の前にアクリル板の設置に努める。
- ・受講者間隔は、できるだけ2m（1m以上）を確保できる人数とする。
- ・エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する。
- ・独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する。
- ・独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する。
- ・オンラインでの開催を推奨する。

第3章 その他の活動

「第1章共通事項」に定める対策に加え、各活動の特性を踏まえた対策を実施する。

3-1 火災予防運動

**リスク：（車内）①車内による飛沫感染、3密
（屋内外）②対面による3密**

（対策①）

- (1)ポンプ車等による啓発
 - ・録音した音源を使用する。
 - ・ポンプ車等は、必要最少限度の乗車人数とする。
 - ・車の換気モードは「外気導入モード」とし、すべての窓を少し開ける。

（対策②）

- (2)対面による啓発
 - ・相手との間隔を十分確保するよう努める。
 - ・アルコール消毒を携帯するよう努める。

3-2 災害活動

- ・感染症対策の徹底を原則とし、団員の体調の異常を把握した場合は、速やかに緊急時の報告要領により連絡のうえ指示を仰ぐ。

3－3 行事等

- ・例年の実施方法、規模に捉われず、感染症対策の観点から見直しに努める。

(例) ・参加者、招待する来賓等の制限

- ・内容を簡素化し、実施時間を短縮
- ・3密を回避するための会場レイアウト、整列方法の実施
- ・屋内の場合の常時換気
- ・音源を使用し、歌唱ができる限り控える
- ・ＩＣＴや放送機器を活用したオンライン配信の実施

チェックシート

年 月 日

氏名：_____

【体温】 . °C

【チェック項目】

	有	無
① 2週間以内の海外渡航歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 2週間以内の新型コロナの陽性者との接触歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 2週間以内の家族以外での5名以上での会食、接待を伴うような飲食店の利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 2週間以内の感染者多発地域への訪問	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 2週間以内の発熱症状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 咳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 倦怠感	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 息苦しさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 鼻水・鼻づまり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 頭痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 味覚・嗅覚の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 下痢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ その他普段と異なる症状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 家族等の上記項目の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※「家族等」には、家族のほか、友人、交際相手等、一定の接触のある者
(仮にその者が陽性であった場合に消防団員が濃厚接触者とされる可能性がある者) を含む。

確認日：_____ 年 月 日

確認者：_____

消防団活動におけるコロナ対策チェックリスト

1－1 基本的な感染症対策		チェック
①	訓練等においては、原則不織布マスクを着用する	
②	資機材等を共有する場合は、手袋を着用する	
③	訓練等の前後、休憩時は、手洗い、手指消毒を徹底する	
④	消防団詰所や屋内での活動の場合は、換気を行う	
⑤	資機材等は、こまめにアルコール消毒により除菌する	
2－1 訓練参加者の健康確認		チェック
①	消防団員は、訓練の前に「チェックシート」を記入し、担当者に提出する	
②	担当者は、消防団員の「チェックシート」を訓練の前に確認し、1つでも「有」の項目がある場合は、参加させない	
③	担当者は、消防団員、訓練指導者が訓練時に体調不良を訴えた場合は、訓練を中止し、医療機関を受診させる。また、受診した結果、感染が判明した場合は、速やかに報告させる	
④	担当者は、体調不良者が発生した場合や感染が判明した場合は、責任者へ報告する	
⑤	責任者は、上記(4)の報告があった場合は、緊急時の報告要領により連絡する	
2－2 見学者等への対応		チェック
①	担当者は、上記2－1(1)から(3)までと同様に見学者等の健康確認を行うよう努める	
②	担当者は、見学者等が密にならないよう配置する	
③	担当者は、見学者等が訓練で大きな声を出さないよう注意を払う	

消防団活動におけるコロナ対策チェックリスト

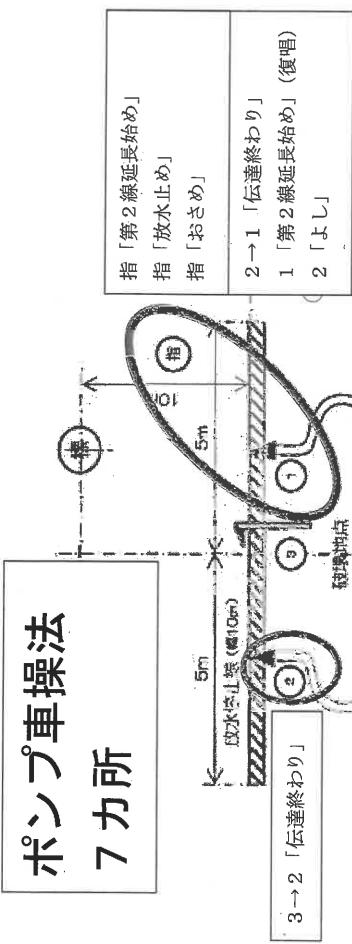
2-3 訓練礼式		チェック
①	訓練指導者は、拡声器等を使用するよう努める	
②	部隊訓練は、消防訓練礼式の基準による間隔（例えば横隊の場合は横50cm）を身に着けるが、訓練時は、1m以上間隔を開けるなど適宜工夫して行う。	
③	訓練中は、こまめに体調を確認し、息苦しくなった時等やむを得ない場合は、屋内では退室のうえ休憩をとり、屋外では他人との距離が2m以上あれば、短時間はマスクを外してよい。なお、症状が改善すればただちにマスクを再度着用する	
(屋内) ④	エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する	
(屋内) ⑤	独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する	
(屋内) ⑥	独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する	
2-4 火災防ぎよ訓練		チェック
①	訓練指導者は、拡声器等を使用するよう努める	
②	消防操法の号令、合図、伝達時等は、飛沫感染に注意する	
③	団員間の伝達には、訓練に応じてトランシーバー等を使用するよう努める	
④	開始、終了時の集合場所を分散する（参加人数が多い場合）	
⑤	訓練中は、こまめに体調を確認し、息苦しくなった時等やむを得ない場合は、屋内では退室のうえ休憩をとり、屋外では他人との距離が2m以上あれば、短時間はマスクを外してよい。なお、症状が改善すればただちにマスクを再度着用する	
(屋内) ⑥	エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する	
(屋内) ⑦	独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する	
(屋内) ⑧	独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する	
2-5 水防訓練		チェック
①	訓練指導者は、拡声器等を使用するよう努める	
②	団員間の伝達には、訓練に応じてトランシーバー等を使用するよう努める	
③	土嚢づくりは、一か所での密接、密集を回避する	
④	訓練参加者の間隔は、可能な範囲で間隔を確保する	
2-6 らっぱ訓練		チェック
①	訓練指導者は、拡声器等を使用するよう努める	
②	可能な限り屋外で行うこととし、風下に向かって、一方向横一列で訓練を行う	
③	訓練参加者の間隔は最低でも2mを確保する	
④	他の隊員のらっぱには触らない	
⑤	唾抜きは、こまめに吸水シート等で吸着する	
⑥	吹奏時以外は、マスクを着用する	
(屋内) ⑦	エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する	
(屋内) ⑧	独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する	
(屋内) ⑨	独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する	
(屋内) ⑩	一方向横一列で訓練を行う	

消防団活動におけるコロナ対策チェックリスト

2-7 図上訓練		チェック
①	1回の参加人数を限定し、複数回実施するなど、密を避けて行う	
②	エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する	
③	独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する	
④	独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する	
2-8 講義形式での研修等		チェック
①	講師と受講者との間隔は、2m以上の距離を確保することとし、確保できない場合は、マスク着用と併せて、講師の前にアクリル板の設置に努める	
②	受講者間隔は、できるだけ2m（1m以上）を確保できる人数とする。	
③	エアコン以外の独立した換気扇が設置してある会場を選定する	
④	独立換気扇は常時稼働し、あわせて出入口の最低1か所を常時開放する	
⑤	独立した換気扇がない場合は、1時間に最低2回かつ1回あたり5分以上、窓及び出入口を開放する	
⑥	オンラインでの開催を推奨する	
3-1 火災予防運動		チェック
ポンプ車	録音した音源を使用する	
	ポンプ車等は、必要最少限度の乗車人数とする	
	車の換気モードは「外気導入モード」とし、すべての窓を少し開ける	
対面	相手との間隔を十分確保するよう努める	
	アルコール消毒を携帯するよう努める	
3-2 災害活動		チェック
感染症対策の徹底を原則とし、団員の体調の異常を把握した場合は、速やかに緊急時の報告要領により連絡のうえ指示を仰ぐ		
3-3 行事等		チェック
例年の実施方法、規模に捉われず、感染症対策の観点から見直しに努める		

消防操法の訓練時に注意が必要な場面

ポンプ車操法 7力所



小型ポンプ操法 4力所

